

8月1日(土)から変わります。

## 後期高齢者医療被保険者証が緑色に

新しい被保険者証は7月中旬に郵送します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認し、なくさないように大切に保管しましょう。  
また、有効期限の過ぎた古い藤色の被保険者証は、細かく裁断するなどして処分してください。8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を郵送します。

市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

### ●一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、平成26年中の所得・収入によって決まります。3割負担になる人は、平成27年度の住民税課税標準額が145万円以上の被保険者と、その人と同じ世帯にいる被保険者です。

※ただし、次の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると『1割』になります。

- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上で、その2人以上の収入合計額が520万円未満の場合
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、同じ世帯にいる後期高齢者医療に加入していない70歳～74歳までの人との収入合計額が520万円未満の場合

### ●平成27年度後期高齢者医療保険料の決定

平成26年中の所得に基づき、平成27年8月に平成27年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。年間保険料は次のとおり算出します。

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も8月1日から変わります。住民税非課税世帯の被保険者は、申請すると限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

◆現在、認定証をお持ちの場合  
新しい認定証は、7月中旬に郵送します。(被保険者証とは別送です。)ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。

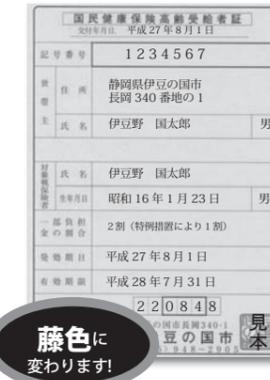
◆認定証をお持ちでない場合  
交付対象者に、7月中旬に申請書を郵送します。

所得割額 (被保険者の総所得金額等－33万円) × 7.57%…①  
均等割額 38,500円…②  
年間保険料 ①+② (賦課限度額 57万円)

区分	課税区分	平成26年度	平成27年度	増減
医療保険分	所得割 ※1	5.4%	6.0%	0.6%
	資産割 ※2	5.0%	廃止	△5.0%
	均等割 ※3	21,600円	25,600円	4,000円
	平等割 ※4	21,600円	25,600円	4,000円
	賦課限度額 ※5	500,000円	510,000円	10,000円
後期高齢者支援分	所得割	2.2%	2.5%	0.3%
	資産割	5.0%	廃止	△5.0%
	均等割	7,800円	9,600円	1,800円
	平等割	7,800円	9,600円	1,800円
介護保険分 (40歳～64歳)	所得割	1.2%	1.2%	0%
	均等割	12,000円	12,000円	0円
	賦課限度額	100,000円	140,000円	40,000円

- ※1 所得割とは、基礎総所得金額(前年中の総所得金額から基礎控除額33万円を控除したもの)に税率を掛けた金額です。
- ※2 資産割とは、固定資産税額に税率を掛けたものです。
- ※3 均等割とは、加入者一人ひとりにかかる金額です。
- ※4 平等割とは、世帯ごとにかかる金額です。
- ※5 賦課限度額とは、世帯ごとにかかる保険料の上限金額です。

市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905



8月1日(土)から変わります。

## 高齢受給者証が藤色に

国民健康保険に加入の70歳から74歳までの人に、高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。8月1日から有効の高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になりますので、病院などの窓口では保険証と一緒に必ず提示してください。

市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

### ●自己負担割合について

自己負担割合は平成26年中の所得などにより決まります。

割合	対象になる人	
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70～74歳までの国保被保険者がいる人。 ※ただし、一定の条件を満たす人は申請すると自己負担割合が「2割(昭和19年4月1日以前生まれの人は1割)」になります。対象になる人には、市役所から申請書を郵送させていただきます。
2割 昭和19年4月1日以前生まれの人は1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象になります。証を持っていると、病院での窓口負担が減額されます。

### ●有効期限について

有効期限は平成28年7月31日です。ただし、平成28年7月31日以前に75歳になる場合、有効期限は75歳の誕生日の前日になります。75歳になると後期高齢者医療で医療を受けようになります。切り替え時には市役所から保険証をお送りします。

●8月以降、古いクリーム色の高齢受給者証は使用できません。細かく裁断するなどして処分してください。

## みんなで支え合う

### 国民健康保険

#### 5年前より5億円以上の増加

#### 逼迫する国民健康保険財政

国民健康保険の主な支出は、皆さんが医療機関にかかったときの医療費です。そして、その財源は皆さんからいただく保険税と、国・県・市からの公費により賄われています。

国民健康保険加入者の年齢構成は年々高齢化しており、それに伴い保険税負担力が低下しているため、財源としての保険税の収入は減少傾向にあります。一方、支出としての医療費は、高齢化や医療の高度化などにより、年々増加しているのが現状です。(平成26年度の保険給付費は約41億9千万円と、平成21年度に比べ約5億7千万円もの増加が見られます。)

そのため、国民健康保険の財政は大変厳しい状況にあり、この医療費の増加を賄うため、平成27年度の保険税率の改正が行われました。

国民健康保険の健全な運営のため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。また、ご自分の健康状態を把握するためにも、定期的な健康診断の受診や早期治療、生活習慣の見直しにもご協力をお願いします。

**保険税率の改正内容について**  
・資産割が廃止されました。  
・低所得世帯に対する軽減対象の範囲が拡充されました。  
・所得割(税率)、均等割額、平等割額、賦課限度額が改正されました。(左表参照)